

施策の柱 1 子どもたちの笑顔輝くまち

区の基本姿勢

日本全体で出生数の低下傾向が進む中、コロナ禍の影響もあり令和 2 年の国の出生数は約 84 万人[※]と過去最低を更新しました。一方で女性の就業率の向上や、令和元年度に実施された幼児教育・保育の無償化などの影響により、保育需要は増加しています。区は令和 3 年 4 月に保育所待機児童ゼロを達成しました。引き続き、待機児童ゼロを継続するために保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めます。

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり孤立する保護者が増えています。保護者が身近な場所で気軽に相談、交流できる環境の整備と、よりきめ細やかな支援の充実が必要です。また、子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、都区の連携を強化し、児童相談体制をさらに充実する必要があります。

教育分野においては、令和 3 年 3 月に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが区の責務です。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

施策の方向性

- ・ 保育サービスを更に充実させ、引き続き保育所待機児童ゼロを継続する。
- ・ 保護者が子育ての悩みを安心して相談できる体制を充実する。
- ・ 都と区の連携による児童相談体制を充実・強化する。
- ・ 全ての小学生が安心して過ごせる放課後の居場所をつくる。
- ・ 児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。

※厚生労働省「令和 2 年(2020)人口動態統計の年間推計」

戦略計画 1

子育てのかたちを選択できる社会の実現

令和 5 年度末の目標

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

これまでの主な取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実

民間カフェ等と協働し、保護者同士が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる「練馬こどもカフェ」を開始しました。また、親子で遊び、保護者同士が交流できる子育てのひろばや外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」の増設、発達に不安のある親子を対象にした「のびのびひろば」の回数増を行いました。ファミリーサポート事業では、軽度障害児の受け入れを開始しました。

2 保育所待機児童ゼロを達成

区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」を創設し、認可保育所や地域型保育事業など、全国トップレベルの新規整備・定員拡大を進め、令和 3 年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。

3 ICT を活用した利便性の向上

保護者の負担軽減や利便性の向上を目的として、LINE で保育所の情報収集等ができるサービスを全国で初めて開始しました。また、乳幼児一時預かり事業のインターネット予約を開始しました。

新型コロナウイルス感染拡大への対応

コロナ禍においても経済社会活動を支えるため、保育所等では、緊急事態宣言期間中も一貫して原則開園としました。保育施設等の従事者には、二度に渡り、区独自の特別給付金を支給しました。また、国の子育て家庭への臨時給付金に加え、区独自に児童扶養手当受給世帯に特別給付金を支給しました。在宅子育て家庭向けに、オンラインによる「練馬こどもカフェ」と子育てのひろばを開催しています。

今後の課題

コロナ禍における孤立などで高まる子育てへの不安や悩みに対応するため、感染拡大防止に留意しながら、相談の場や支援サービスを一層充実していく必要があります。家庭で子育てをしたい保護者を支援するため、親子が交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスの充実が必要です。

今後も保育ニーズに対応し、着実に待機児童ゼロを継続していく必要があります。家庭的保育や小規模保育事業の利用者が3歳児以降も安心して保育を受けられる仕組みが求められています。また、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、保育所での医療的ケア児の受け入れを更に進める必要があります。

コロナ禍の中では、これまで以上にICTを活用した保護者の利便性の向上が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実【充実】

「練馬こどもカフェ」の拡大、子育てのひろばや外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」の増設など、引き続き親子で遊び、保護者同士が交流できる場を充実します。また、一時預かり事業の区西部地域での新たな実施に向け、場所の確保に取り組みます。

2 保育サービスの充実【新規・充実】

引き続き、待機児童ゼロを継続できるよう、保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めます。

また、医療的ケア児の「優先選考」方式や、2歳児までの保育施設を修了した3歳児を優先的に認可保育所で受け入れる新たな方式を導入します。

3 入園申込のオンライン化、保育所のICT化【新規・充実】

マイナポータルを活用し、スマートフォンやパソコンから入園申込ができるようにします。また、保育所等にICTを導入し、園だよりや連絡帳のやり取りなど、保護者が園との連絡をスマートフォンで行える取組を進めます。

戦略計画 2

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和 5 年度末の目標

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実

これまでの主な取組

1 母子健康電子システム、電子母子手帳アプリの導入

妊婦健診や乳幼児健診の健診情報等を電子化する「母子健康電子システム（令和 4 年 1 月稼働予定）」やスマートフォン等で健診記録を確認できる「電子母子手帳アプリ（令和 4 年 3 月稼働予定）」の稼働に向け準備を進めます。

2 相談サポート体制の充実

子どもの成長、発達に不安を抱える保護者への相談体制を強化するため、全 6 か所の保健相談所に心理相談員を配置しました。

3 練馬区虐待対応拠点の設置

令和 2 年 7 月に、都の児童相談センターと区の子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を都内で初めて設置しました。日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援につなげるとともに、令和 3 年度から虐待通告の初期対応の強化に取り組むなど、大きな成果を上げています。また、子ども家庭支援センターに福祉職などの専門職員を増員するなど体制を強化しました。

新型コロナ感染拡大への対応

希望に応じて電話対応なども行いながら、妊娠届提出後の全ての妊婦との面談を継続しました。令和 2 年度の緊急対応として集団で実施している乳児健診を、地域の医療機関等での個別健診でも対応しました。子育てのひろばでは、臨時休室期間中にこれまで来所された方に連絡をして、子育ての悩みを伺う電話相談を行いました。子ども家庭支援センターでは、定期的な生活状況の確認が必要な家庭に対しては、ビデオ通話の活用により、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができるようにしています。

今後の課題

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり、孤立する保護者が増えています。引き続き、身近な場所で気軽に相談、交流できる環境の整備と合わせ、特に心身の負担が大きい出産直後の支援や成長発達に不安を抱える家庭への継続的な支援の充実も必要です。また、必要とする子育て支援サービスを簡単に選択し、利用できる環境の整備が必要です。

児童虐待が増加し、複雑化、深刻化している中、虐待が繰り返されるケースも増加しています。子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、都区の連携を深め、児童相談体制をさらに充実・強化する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充【充実】

子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育てのひろばへの相談員配置を拡大します。

2 成長発達にかかわる相談サポート体制の充実【充実】

産後ケア事業のデイケア・産後ケア訪問での利用可能日数（回数）を拡大します。また、発達相談フォロー体制の強化として、心理相談員による家庭訪問等を行います。

3 子育て支援アプリの導入【新規】

希望する子育て支援サービスを“知る・探す・申し込む”が簡単にできる「(仮称)ねりま子育て支援アプリ」を導入します。また、導入にあたっては「電子母子手帳アプリ」と連携し、利便性を向上させます。

4 児童相談体制「練馬モデル」の充実【充実】

児童虐待への迅速かつ一貫した対応をさらに強化するため、都区それぞれで受け付けた虐待通告の初期対応を合同で振り分ける取組を拡大します。

一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援は、本庁の子ども家庭支援センターに加え、地域の子ども家庭支援センターが行います。ケースの状態やニーズを踏まえた子育てサービスの利用調整等を行うことで、きめ細かな児童虐待の再発防止等支援を継続的に行います。

戦略計画 3

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

令和 5 年度末の目標

地域・事業者・区の協働により、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

これまでの主な取組

1 ねりっこクラブの拡大、ねりっこプラスの開始

学童クラブの校内化を進めるとともに、平成 28 年から開始した「ねりっこクラブ」を令和 3 年度までに 37 校で実施しています。また、令和 3 年度から、ねりっこクラブの待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用した「ねりっこプラス」を開始しました。

2 夏休み居場所づくり事業の拡充

夏休み中の小学生の居場所として、ねりっこクラブを実施していない小学校でひろば事業を実施しています。

3 民間学童保育の拡充

多様な区民ニーズに応えるとともに、ねりっこクラブの担い手を育成するため、これまでに民間学童保育 15 施設を誘致し、運営費の助成を行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

学校が一齐臨時休業になった際は、学童クラブでは一日保育を実施し、児童の居場所を確保しました。学童クラブの従事者には、二度に渡り、区独自の特別給付金を支給しました。施設にはマスクや消毒液の配布、衛生用品等の購入費補助を行い、感染拡大防止を徹底しました。

校舎内のひろば室の利用ができない期間も含め、当該校の全ての児童が密を避けて校庭が利用できるよう工夫し、居場所を確保しました。

学童クラブの入会や小学生の放課後の居場所について紹介する動画をオンライン配信しています。

今後の課題

増加する学童クラブの需要に着実に対応するとともに、すべての子どもに、安全で充実した放課後の居場所を確保する必要があります。

令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、学童クラブでの医療的ケア児の受け入れを更に進める必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 ねりっこクラブの全小学校での実施【充実】

引き続き、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施に取り組みます。

2 医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを充実【充実】

医療的ケアが必要な児童の学童クラブ入会について、新たに受入枠を設け、優先選考を実施します。

ねりっこクラブ 一日の過ごし方

学童クラブ事業		ひろば事業
学童クラブ	プラス	ひろば
8:30～ 小学校の授業		
放課後～18:00 学童クラブ (保育)	放課後～17:00 (冬期16:30) ひろば (見守り)	
	17:00 (冬期16:30) ～18:00 プラス (保育)	
18:00～19:00 夕延長 (保育)		

ねりっこプラスは
ねりっこ学童クラブ
待機児童が対象

戦略計画 4

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

令和 5 年度末の目標

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

これまでの主な取組

1 教育の質の向上

電子黒板や令和 2 年度に全児童生徒に配備したタブレットパソコン等の ICT 機器を活用した授業が広がっています。令和 3 年度には助言を行う ICT 支援員を大幅に増員したほか、効果的な授業を行えるよう教育 ICT 実践事例集を作成しました。老朽化が進む校舎等の計画的な改築を進めるとともに、令和元年から概ね 7 年間で全区立小中学校体育館に空調設備を設置できるよう整備を進め、令和 3 年度までに 40 校に設置しました。

2 家庭や地域と連携した教育の推進

全校に学校支援コーディネーターの配置や、地域人材による学習支援を 79 校で実施するなど、地域と一体となった学校運営を行っています。

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を新たに上石神井地域に開設しました。また、生活困窮世帯を対象にした「中 3 勉強会」を拡充し、利用した全生徒が進路を決めています。たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが学校等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児の支援を行ってきました。

新型コロナウイルス感染拡大への対応

一斉臨時休校時は、定期的に家庭へ連絡を行うことで子どもたちの心のケアに努めるとともに、様々な方法で学習の機会を確保しました。学校再開後は感染防止策を徹底しながら、長期休業日の短縮などを通じて授業時間を確保しました。また、当初の予定を前倒して令和 2 年度中に全児童生徒へタブレットパソコンの配備を完了しました。緊急事態宣言中の令和 3 年 9 月には、感染リスクを軽減するため、授業を午前中のみ短縮し給食後に帰宅としました。登校できない児童・生徒に対して午後の時間帯にオンライン授業を行いました。

今後の課題

全児童生徒に配備したタブレットパソコンを活用した教育内容の充実や教員の指導力のさらなる向上が必要です。また今後は、デジタル教科書の導入を見据えた通信環境の最適化が求められます。

令和2年度から全面実施されている新学習指導要領では、教科指導の充実とともにグローバル社会を生き抜く語学力の向上や国際理解の促進、体験活動による社会性や共に生きる力を育むことを目標としており、取組の強化が必要です。

依然として増加傾向にある不登校の原因分析や事業効果の検証を行い、より効果的な事業を行う必要があります。また、令和3年6月に成立した医療的ケア児支援法を踏まえ、医療的ケア児に対する支援を更に充実する必要があります。表面化しにくいヤングケアラーの問題に対して、家庭の状況に応じた支援が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 ICTを活用した教育内容の充実【充実】

教育ICT実践事例集を活用するほか、実践的な研修の充実を図り、教員全体のICT活用能力を高めます。また、通信環境を整備しICTを活用した教育効果の高い授業を実施していきます。

2 英語教育の充実【充実】

実践的な英語を活用し学習意欲を高める場として、中学1年生を対象とした宿泊学習を新規実施するなど、各学年における英語教育を充実します。

3 小学校での農業体験学習の充実【充実】

区の特色である都市農業を生かし地域と連携した教育を推進するため、小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

4 支援が必要な子どもたちへの取組の充実【充実】

中学3年生時に不登校状態であった生徒へのアンケート調査など不登校に関する実態調査を実施します。調査結果とこれまでの取組について分析・検証を行い、効果的な取組を検討し不登校対策を見直します。福祉、医療と連携して、学校等における医療的ケア児に対する新たな支援方針を策定し、方針に基づき支援を実施します。ヤングケアラーを支援するため、教育、子育て、福祉など各部門が連携した取組を行っていきます。

